

給実甲第1139号
平成23年3月15日

人事院事務総長

給実甲第326号の一部改正について（通知）

給実甲第326号（人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、平成23年3月15日以降は、これによってください。

記

第37条関係第12項中(4)の次に(15)として次のように加える。

- (15) 平成23年人事院指令14—1（平成23年東北地方太平洋沖地震の被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）第1項の規定による勤務しないことの承認

以 上